

2009年(平成21年) 11月3日 火曜日

Q 建設会社に勤務していますが業績不振で給料が大幅減になりました。給料が多いころに住宅ローンを組んで自宅を買いましたが、消費者金融や銀行からの借り入れもあり、支払いが困難となっています。個人再生という手続きを聞いたのですが、どのような手続きですか。

「個人再生」どんな手続き?



A 個人再生とは、裁判所を通じて借金を減らし、これを分割で支払う手続きです。破

産との大きな違いは借金の帳消しではなく減額であること、住宅ローンがあつても住宅を維持することが可能であることにあります。

円以上500万円以下の場合は100万円に、500万円を超える場合は5分の1に、1500万円未満の場合は5分の1に、15万円以上3000円を超える場合は30万円に、3000万円を超える場合は10分の1

借金減らし分割で返済

他方、住宅ローンについては減額されません。しかし、返済期間を延長することは可能です。こうすることによって、支払いの負担を減らす一方で、自宅は手放さなくてよくなります。もっとも、支払い総額は所有する財産の価値以上でなければなりません。（清算価値保障原則）、給与取得者等再年分割で支払っていくことになります。特別の事情がある場合には5年まで延長できます。

個人再生をするには、①任意整理②特定調停③個人再生④破産とあります。個人再生は必要な条件も多いため、個人再生が適しているか判断するためには弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。

（弁護士 松田健太郎）